

旬刊 資産税広報

《主なもくじ》

●資産をめぐる税務

[問答式]

■シリーズ相続と贈与に関する税務 《相続税の2割加算》

▼相続放棄した代襲相続人の相続税法第18条の規定による相続税の2割加算の適用 …… 2

■シリーズ譲渡に関する税務 《代物弁済》

▼代物弁済予約に係る不動産をその予約に基づき代物弁済として債権者に譲渡した …… 3

●ワンポイントセミナー●

▼2019年度税制改正大綱

資産課税

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等 …… 4

法人課税

2. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し …… 6

1. イノベーション促進のための研究開発税制の見直し …… 8

2. 中堅・中小・小規模事業者の支援 …… 9

□判・審判事例特報

徴収担当職員から、再三再四、預金通帳の提示を求められたにもかかわらず、請求人が預金通帳を一切提示しなかったことは、帳簿書類その他の物件の検査を拒んだものと認められるとして、納税の猶予の不許可事由に該当する …… 11

●ニュース

総務省／空き家撤去費／全額回収は1割 …… 16

◆
相続放棄した代襲相続人の
相続税法第18条の規定によ
る相続税の2割加算の適用

◇質 問◇

被相続人の子である父は、相続開始の日以前に死亡しており、父の子である私が代襲相続人となりました。私は相続の放棄をしていますが、被相続人から遺贈を受けた財産がありますので、相続税の申告をしなければなりません。

この場合、私には相続税法第18条の規定による相続税額の2割加算が適用されますか。

(東京都・NM氏)

◆回 答◆

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族（代襲相続人となった孫（直系卑属）を含みます）及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額にその相続税の2割に相当する金額が加算されます。

上述したように、相続税額の2割加算が適用されるのは、相続又は遺贈等（死因贈与を含みます）により財産を取得した者が、その相続又は遺贈等に係る被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者である場合です。この場合、被相続人の一親等の血族の中には、その被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡し、又は相続権を失ったために相続人となったその者の直系卑属である代襲相続人も含まれます。

また、平成15年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、この被相続人の一親等の血族には、被相続人の直系卑属がその被相続人の養子となっている場合を含みません（代襲相続人である場合を除きます）。

ところで、相続放棄をした代襲相続人は相続人ではなくなり、一親等の血族でもありませんから、相続税法第18条の規定による相続税額の2割加算が行われず。

したがって、ご質問の場合、あなたには相続税法第18条の規定による相続税額の2割加算の適用があるものと考えます。

参照条文＝相法18①②、21の15、
相基通18－5

◆
代物弁済予約に係る不動産
をその予約に基づき代物弁
済として債権者に譲渡した

◆ 質 問 ◆

私は、代物弁済予約に係る不動産をその予約に基づき、代物弁済として債権者に譲渡しました。この場合の譲渡所得の課税時期はどのように判定するのでしょうか。

(東京都・HS氏)

◆ 回 答 ◆

金銭による債務の弁済に代えて資産を債権者に引き渡し、債務を消滅させる行為を「代物弁済」といいます。

この代物弁済には、担保財産の所有権が債権者に移転すると同時に、債権者に対する債務が消滅するという経済的効果があります。したがって、消滅した債務の金額を譲渡収入金額として譲渡所得を計算することになります。ただし、このような代物弁済が資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難であ

り、強制換価手続を執行されることが避けられない事情の下において行われた任意の譲渡であって、その譲渡の対価をもって債務を弁済したものであれば、譲渡所得は課税されません。

ところで、代物弁済には「帰属清算型」と「処分清算型」があります。

「帰属清算型」とは、停止条件の成就又は予約完結権の行使によって、代物弁済の目的物の所有権を確定的に移転し目的物の価額が債権額を超える場合には、その超える部分の金額は清算金として債務者に交付（返還）することになる代物弁済をいいますので、この課税時期は、代物弁済として不動産を引き渡した時となります。

一方、「処分清算型」とは、債権者が目的物を換価処分したうえ、その換価代金をもって債権に充当し、その換価代金を超える場合にはその超える部分の金額は清算金として債務者に交付（返還）することになる代物弁済をいいますので、この課税時期は、債務者が目的の不動産を処分した時となります。

ご質問の場合の代物弁済が帰属清算型なのか処分清算型なのかは、事実認定の問題で、ご質問の文面だけでこれを判定することはできませんが、前者の場合は、代物弁済として不動産を引き渡した時、後者の場合は、債権者がその不動産を処分した時がそれぞれ課税時期になります。

参照条文＝所法36①、②、9①十

自民、公明両党が2018年12月14日、2019年度（平成31年度）の税制改正大綱を発表しました。今回の改正は、2019年10月の消費税率10%への引き上げにともなう駆け込み需要と反動減を抑えることが焦点となります。

重点が置かれたのは、増税の影響が大きい自動車と住宅の減税。自動車税の恒久減税や、住宅ローン控除期間の延長などが盛り込まれました。また、仮想通貨などの経済取引の多様化についても言及。企業など法人が有する仮想通貨の評価方法は「時価評価」を採用すると明示しました。

今回は、主に個人の生活と中小企業経営に関わるものをピックアップしてみました。

資産課税

1. 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設等

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度の創設

① 概要

認定相続人が、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、相続等により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定相続人が納付すべき相続税額のうち、相続等により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税の納税を猶予します。

(注1) 「認定相続人」とは、承継計画に記載された後継者であって、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の規定による認定を受けた者をいいます。

(注2) 「特定事業用資産」とは、被相続人の事業（不動産貸付事業等を除く。以下同じ）の用に供されていた土地（面積400㎡までの部分に限る）、建物（床面積800㎡までの部分に限る）及び建物以外の減価償却資産（固定資産税又は営業用として自動車税若しくは軽自動車税の課税対象となっているものその他これらに準ずるものに限る）で青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているものをいいます。

(注3) 「承継計画」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成された特定事業用資産の承継前後の経営見通し等が記載された計画であって、2019年4月1日から2024年3月31日までの間に都道府県に提出されたものをいいます。

② 猶予税額の計算

猶予税額の計算方法は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例と同様とします。

③ 猶予税額の免除

イ 全額免除

次の場合には、猶予税額の全額を免除します。

(イ) 認定相続人が、その死亡の時まで、特定事業用資産を保有し、事業を継続した場合

(ロ) 認定相続人が一定の身体障害等に該当した場合

(ハ) 認定相続人について破産手続開始の決定があった場合

(ニ) 相続税の申告期限から5年経過後に、次の後継者へ特定事業用資産を贈与し、その後継者がその特定事業用資産について贈与税の納税猶予制度（後述）の適用を受ける場合

ロ 一部免除

次の場合には、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じて、猶予税額の一部を免除します。

(イ) 同族関係者以外の者へ特定事業用資産を一括して譲渡する場合

(ロ) 民事再生計画の認可決定等があった場合

(ハ) 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特定事業用資産の一括譲渡又は特定事業用資産に係る事業の廃止をするとき

なお、上記イ(ハ)又はロの場合には、過去5年間に認定相続人の青色事業専従者に支払われた給与等で必要経費として認められない額は免除しません。

(注4) 上記の「経営環境の変化を示す一定の要件」は、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準じた要件とします。

④ 猶予税額の納付

イ 認定相続人が、特定事業用資産に係る事業を廃止した場合等には、猶予税額の全額を納付します。

ロ 認定相続人が、特定事業用資産の譲渡等をした場合には、その譲渡等をした部分に対応する猶予税額を納付します。

⑤ 利子税の納付

上記④により、猶予税額の全部又は一部を納付する場合には、その納付税額につい

て相続税の法定申告期限からの利子税（年3.6%）（利子税の特例（貸出約定平均利率の年平均が0.6%の場合）を適用した場合には、年0.7%）を併せて納付します。

⑥ その他

イ 被相続人は相続開始前において、認定相続人は相続開始後において、それぞれ青色申告の承認を受けていなければならない。

ロ 認定相続人は、相続税の申告期限から3年毎に継続届出書を税務署長に提出しなければならない。

ハ 認定相続人が、相続税の申告期限から5年経過後に特定事業用資産を現物出資し、会社を設立した場合には、その認定相続人がその会社の株式等を保有していることその他一定の要件を満たすときは、納税猶予を継続します。

ニ 被相続人に債務がある場合には、特定事業用資産の価額からその債務の額（明らかに事業用でない債務の額を除く）を控除した額を猶予税額の計算の基礎とする、非上場株式等についての相続税の納税猶予制度における資産管理会社要件を踏まえた要件を設定する等の租税回避行為を防止する措置を講じます。

ホ この納税猶予の適用を受ける場合には、特定事業用宅地等について小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができません（つまり併用不可）。

ヘ その他非上場株式等についての相続税の納税猶予制度の特例に準ずる措置のほか、所要の措置を講じます。

(2) 個人事業者の事業用資産に係る贈与税の納税猶予制度の創設

① 認定受贈者（18歳（2022年3月31日までの贈与については、20歳）以上である者に限る。以下同じ）が、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その認定受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税を猶予します。

② 認定受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人以外の者であっても、その贈与者がその年1月1日において60歳以上である場合には、相続時精算課税の適用を受けることができます。

③ 猶予税額の納付、免除等については、相続税の納税猶予制度と同様とします。

④ 贈与者の死亡時には、特定事業用資産（既に納付した猶予税額に対応する部分を除く）をその贈与者から相続等により取得したものとみなし、贈与時の時価により他の相続財産と合算して相続税を計算します。その際、都道府県の確認を受けた場合には、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、2019年1月1日以後に相続等又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用します。

(3) 特定事業用宅地等に係る小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、特定事業用宅地等の範囲から、相続開始前3年以内に事業の用に供された宅地等（当該宅地等の上で事業の用に供されている減価償却資産の価

額が、当該宅地等の相続時の価額の15%以上である場合を除く）を除外します。

(注) 上記の改正は、2019年4月1日以後に相続等により取得する財産に係る相続税について適用します。ただし、同日前から事業の用に供されている宅地等については、適用しません。

2. 教育資金の一括贈与非課税措置の見直し
直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長します。

(1) 受贈者の所得要件

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、その信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととします。

(注) 上記の改正は、2019年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用します。

(2) 教育資金の範囲の変更

教育資金の範囲から、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が23歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、教育に関する役務提供の対価、スポーツ・文化芸術に関する活動等に係る指導の対価、これらの役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料を除外します。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しません。

(注) 上記の改正は、2019年7月1日以後に支払われる教育資金について適用します。

(3) 贈与者死亡の場合の取り扱い

信託等をした日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合（その死亡の日において次のいずれかに該当する場合を除く）において、受贈者がその贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等について本措置の適用を受けたことがあるときは、その死亡の日における管理残額を、その受贈者がその贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなします。

- ① その受贈者が23歳未満である場合
- ② その受贈者が学校等に在学している場合
- ③ その受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注1) 上記の「管理残額」とは、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額のうち、贈与者からその死亡前3年以内に信託等により取得した信託受益権等の価額に対応する金額をいいます。

(注2) 上記の改正は、2019年4月1日以後に贈与者が死亡した場合について適用する。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の価額は、上記(注1)の信託受益権等の価額に含まれないものとします。

(4) 教育資金管理契約の終了事由

教育資金管理契約の終了事由について、受贈者が30歳に達した場合においても、その達した日において上記(3)②又は③のいずれかに該当するときは教育資金管理契約は終了しないものとし、その達した日の翌日以後については、その年において上記(3)②若しくは③のいずれかに該当する期間がなかった場合におけるその年12月31日又は当該受贈者が40歳に達する日のいずれか早

い日に教育資金管理契約が終了するものとします。

(注) 上記の改正は、2019年7月1日以後に受贈者が30歳に達する場合について適用します。

3. 結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長します。

・受贈者の所得要件

信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、本措置の適用を受けることができないこととします。

(注) 上記の改正は、2019年4月1日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用します。

4. 民法改正に伴う改正等

(1) 相続税の未成年者控除の対象となる相続人の年齢を18歳未満（現行：20歳未満）に引き下げます。

(2) 次に掲げる制度における受贈者の年齢要件を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げます。

① 相続時精算課税制度

② 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

③ 相続時精算課税適用者の特例

④ 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（特例制度についても同様）

(注) 上記(1)及び(2)の改正は、2022年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与

により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用します。

(3) 民法（相続関係）の改正に伴い、次の措置を講じます。

① 相続税における配偶者居住権等の評価額を次のとおりとします。

イ 配偶者居住権

建物の時価－建物の時価×(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数)×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

ロ 配偶者居住権が設定された建物（以下、居住建物という）の所有権

建物の時価－配偶者居住権の価額

ハ 配偶者居住権に基づく居住建物の敷地の利用に関する権利

土地等の時価－土地等の時価×存続年数に応じた民法の法定利率による複利現価率

ニ 居住建物の敷地の所有権等

土地等の時価－敷地の利用に関する権利の価額

(注1) 上記の「建物の時価」及び「土地等の時価」は、それぞれ配偶者居住権が設定されていない場合の建物の時価又は土地等の時価とします。

(注2) 上記の「残存耐用年数」とは、居住建物の所得税法に基づいて定められている耐用年数（住宅用）に1.5を乗じて計算した年数から居住建物の築後経過年数を控除した年数をいいます。

(注3) 上記の「存続年数」とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める年数をいいます。

(イ) 配偶者居住権の存続期間が配偶者の終身の間である場合

配偶者の平均余命年数

(ロ) 上記(イ)以外の場合

遺産分割協議等により定められた配偶者居住権の存続期間の年数（配偶者の平均余命年数を上限とします）

(注4) 残存耐用年数又は残存耐用年数から存続年数を控除した年数が零以下となる場合には、上記イの「(残存耐用年数－存続年数)／残存耐用年数」は、零とします。

② 物納劣後財産の範囲に居住建物及びその敷地を加えます。

③ 配偶者居住権の設定の登記について、居住建物の価額（固定資産税評価額）に対し、1,000分の2の税率により登録免許税を課税します。

④ 特別寄与料に係る課税について、次のとおりとします。

イ 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、その特別寄与者が、その特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして、相続税を課税します。

ロ 上記イの事由が生じたため新たに相続税の申告義務が生じた者は、その事由が生じたことを知った日から10月以内に相続税の申告書を提出しなければならない。

ハ 相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人に係る相続税の課税価格から控除します。

ニ 相続税における更正の請求の特則等の対象に上記イの事由を加えます。

⑤ 遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講じます（所得税についても同様です）

法人課税

1. イノベーション促進のための研究開発税制の見直し

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行います。

(1) 税額控除率等の見直し

試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を次のとおり見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限を当期の法人税額の40%（現行25%）に引き上げます。

① 増減試験研究費割合が8%超

9.9%+

$(\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$

② 増減試験研究費割合が8%以下

9.9%-

$(8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$

(注1) 上記の「研究開発を行う一定のベンチャー企業」とは、設立後10年以内の法人のうち当期において翌期繰越欠損金額を有するもの（大法人の子会社等を除く）をいいます。

(注2) 上記①については、10%を上限とします（現行と同じ）。

(注3) 上記②については、6%を下限とします（現行と同じ）。

(2) 税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例

試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例について、次のとおり改組した上、その適用期限を2年延長します。

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上限(当期の法人税額の25%又は40%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合（10%を上限）を乗じて計算した金額を上乗せします（現行と

同じ）。

② 試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除率を、上記(1)①及び②並びに(注3)により算出した率に、その算出した率に控除割増率を乗じて計算した率を加算した率とします（小数点以下3位未満の端数は切捨）。

(注) 上記の「控除割増率」とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.5を乗じた割合（10%を上限）をいいます。

(3) 適用期限の延長等

試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率（上記(1)及び(2)②）の上限を14%（原則10%）とする特例の適用期限を2年延長します。

2. 中堅・中小・小規模事業者の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長します。

(2) 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長します。

3. 地方創生の推進

(1) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）について、関係法令の改正を前提に、その適用期限を2年延長します。

(2) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用の改善を行います。

判・審判事例特報

徴収担当職員から、再三再四、預金通帳の提示を求められたにもかかわらず、請求人が預金通帳を一切提示しなかったことは、帳簿書類その他の物件の検査を拒んだものと認められる

----- 棄却 -----

〔国税不服審判所＝平成30年1月9日
・裁決〕

問 題

《事 実》

原処分庁が猶予の申請を不許可とする処分をし国税について督促処分をした

(1) 事案の概要

請求人が、原処分庁に対して納税の猶予の申請をしたところ、原処分庁が、請求人において、当該猶予の申請に係る事項の調査のための質問に対して答弁せず、また、預金通帳の提示の求めに応じず上記調査のための帳簿書類その他の物件の検査を拒むなどしたことから、当該猶予の申請を不許可とする処分をし、当該猶予の申請に係る国税について督促

処分をしたことに対し、請求人が、上記質問に対して答弁しており、また、上記検査を拒むなどしていないとして、原処分の全部の取消しを求めた。

(2) 関係法令等

1 国税通則法（以下、通則法という）第46条《納税の猶予の要件等》第2項柱書き第1文は、税務署長等は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる旨規定している。

第1号及び第2号 省略

第3号 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。

第4号及び第5号 省略

2 通則法第46条の2《納税の猶予の申請手続等》第2項は、同法第46条第2項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づきその国税を一時に納付することができない事情の詳細などの事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録などの書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない旨規定している。

3 通則法第46条の2第6項は、税務署長等は、同条第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、同法第46条の規定による納税の猶予をし、又はその納税の猶予を認めないものとする旨規定している。

4 通則法第46条の2第10項は、税務署長等は、同条第2項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請者について同法第46条第2項の規定に該当していると認められるときであっても、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による納税の猶予を認めないことができる旨規定している。

第1号 省略

第2号 当該申請者が、通則法第46条の2第11項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第3号 省略

5 通則法第46条の2第11項は、税務署長等は、同条第6項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、当該申請者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる旨規定している。

6 国税通則法基本通達第46条の2関係《納税の猶予の申請手続等》の10《検査する帳簿書類》(以下、本件通達規定という)は、通則法第46条の2第11項の「その者の帳簿書類その他の物件」とは、納税者の有する金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、預金台帳及び領収証書等の猶予該当事実等を明らかにするため必要と認められる一切の帳簿書類をいう旨定めている。

なお、ここで定義した略語については、以下においても使用する。

(3) 基礎事実及び審査請求に至る経緯

審判所の調査及び審理の結果によれば、以下の事実が認められる。

イ 請求人は、「D」の屋号で、e市f町〇-〇において、コーヒーのパック詰め等の加工業並びに茶及びコーヒーの販売業を営んでいた。

ロ 原処分庁は、平成29年2月3日付で国税(以下、本件国税という)について、各更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の各賦課決定処分(以下、これらを併せて本件更正処分等という)を行った。

ハ 請求人は、原処分庁に対し、本件国税に係る納期限に先立つ平成29年2月20日に、納税の猶予申請書(以下、本件猶予申請書という)を提出した(以下、本件猶予申請という)。本件猶予申請書には、通則法第46条第2項第3号により、本件猶予申請を行う旨記載されていた。

ニ 原処分庁は、平成29年6月9日付で、請求人には通則法第46条の2第10項第2号に該当する事実があるとして、本件猶予申請を許可しない旨の処分(以下、本件不許可処分という)をした。

ホ 原処分庁は、請求人が納期限までに本件国税を納付しなかったため、平成29年6月

12日付で、請求人に対し、督促状を送付した（以下、本件各督促処分という）。

へ 請求人は、原処分を不服として、平成29年6月20日、審査請求をした。

(4) 争点

請求人は、原処分庁所属の徴収担当職員（以下、徴収担当職員という）による本件猶予申請に係る質問に対して答弁せず、又は同職員による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したか。

請求人の主張

税理士が預金通帳を返却しなかったため、手もとになかったことによるもの

請求人は、徴収担当職員の呼出しに対応していた。また、請求人は、徴収担当職員に対し、預金通帳を提示していないが、これは、以前に税務申告等を委任していた税理士法人（以下、元関与税理士法人という）に預金通帳を預けたところ、当該税理士法人が、当該預金通帳を返却しなかったため、当該預金通帳が手もとになかったことによるものである。

したがって、請求人は、徴収担当職員による質問に対して答弁しており、また、帳簿書類その他の物件の検査を拒んだり、妨げたり、忌避したりしていない。

なお、徴収担当職員は、請求人に対し、本件猶予申請について、その取下げを頼んだり、「何を書いても不可なんじゃ」、「書面書いてこい」と暴言を吐いたりした。

原処分庁の主張

職員による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した

徴収担当職員は、請求人に対し、「納税の猶予申請に関する質問」と題する書面（以下、本件質問書面という）を送付して質問したり、所有する全ての預金通帳の提示を求めたりしたが、請求人は、上記質問に対して具体的に回答せず、また、預金通帳を提示しなかった。

したがって、請求人は、徴収担当職員による質問に対して答弁せず、又は同職員による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した。

なお、徴収担当職員が請求人に対して暴言を吐いた事実はない。

結論

《裁 決》

徴収担当職員による帳簿書類その他の物件の検査を拒んだものと認められる

(1) 認定事実

請求人提出資料、原処分関係資料並びに審判所の調査及び審理の結果によれば、次の事実が認められる。

イ 財産目録の記載内容等について

本件猶予申請書には、財産目録（以下、本件財産目録という）、収支の明細書及び個人事業の開業・廃業等届出書が添付されており、本件財産目録には、預貯金等の状況として、次のとおり記載されていた（以下、本件財産目録に記載された下記(イ)及び(ロ)の各預金口

座を併せて本件各預金口座という)。なお、本件財産目録には、預金通帳の写しなどの本件各預金口座の状況を証する書類が添付されていなかった。

(イ) 「E銀行／〇〇 普 240,000円」

(ロ) 「F銀行(〇〇) 普 500,000円」

ロ 請求人と徴収担当職員とのやりとりについて

(イ) 徴収担当職員は、平成29年4月26日、請求人との電話において、本件猶予申請に係る調査のために面談したい旨伝えたが、請求人は、本件更正処分等に係る調査手続に対する不満や体調不良を申し立てた上で、一方的に電話を切った。

(ロ) 徴収担当職員は、平成29年4月28日、請求人との電話において、請求人の所有する預金通帳の提示を求めた。

(ハ) 徴収担当職員は、平成29年5月11日、請求人と面談し、本件猶予申請に係る調査のために、請求人の預金口座の平成28年1月以降の状況を確認したい旨を説明し、請求人の所有する預金通帳の提示を求めた。

これに対し、請求人は、徴収担当職員に対し、「現在の通帳を閲覧したければ、銀行に行きご自由に。理由 国家権力を用いて行使して下さい」、「検査拒否に対する罰則の規定はない」などと記載した書面を提出し、本件更正処分等に係る調査手続や元関与税理士法人への不満を述べたが、預金通帳を提示することはなかった。

(ニ) 徴収担当職員は、平成29年5月24日付で、請求人に対し、本件質問書面を送付し、本件国税を納付することができなくなった理由及び経緯等について回答を求めるとともに、「根拠となる資料(金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、預金台帳及び領収証書等の猶予該当事実等を明らかにするために必要と認められる一切の帳簿書類)」の提示を

求めた。本件質問書面は、同月25日、請求人に送付された。

(ホ) 徴収担当職員は、平成29年6月5日、請求人と面談し、同年2月20日までの財産状況に関する書面や所有する預金通帳の提示を求めたが、請求人は、預金通帳について、全て元関与税理士法人が所持しているため、元関与税理士法人を調査すればよいと述べたほか、本件更正処分等に係る調査手続や元関与税理士法人への不満を訴えることに終始し、預金通帳や他の帳簿書類を提示しなかった。

(ヘ) 原処分庁は、平成29年6月8日、手書きによる書き込みのほか、請求人の署名押印のある本件質問書面の送付を受けた。当該書面には、預貯金等の状況について「11万 国税局が悪い」との書き込みしかなく、当該書面の書き込みの大半は、本件更正処分等に係る調査手続や元関与税理士法人への不満に関するものであった。また、当該書面には、預金通帳や他の帳簿書類の写しが添付されていなかった。

(2) 検討

イ 通則法第46条第2項に規定する納税の猶予(以下、単に納税の猶予という)の制度は、納税者が事業を廃止したこと等により国税を一時に納付することができないと認められる場合において、その納付することができないと認められる金額を限度として、その国税の一部又は全部の納税を猶予することにより、当該納税者の負担の軽減を図る制度であるが、他方で、納税義務については、早期かつ的確な履行を確保する必要がある。そこで、納税の猶予の制度が適切に実施されるために、同法第46条の2第6項は、納税の猶予の申請に係る事項についての税務署長等の調査義務を規定し、同条

第11項は、上記調査のために必要な限度で、当該納税の猶予の申請者本人に対して質問すること及び当該申請者本人の「帳簿書類その他の物件」を検査することができる旨規定する。

そして、本件通達規定は、通則法第46条の2第11項において規定された検査対象である「その者の帳簿書類その他の物件」について、「納税者の有する金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、預金台帳及び領収証書等の猶予該当事実等を明らかにするため必要と認められる一切の帳簿書類」をいう旨定めているところ、この取扱いは、納税の猶予の制度及びその調査のために行われる「帳簿書類その他の物件」の検査の権限に係る上記各趣旨に沿うものであり、当審判所も、これを相当と認める。

ロ これを本件についてみると、請求人は、通則法第46条第2項第3号（事業を廃止し、又は休止したこと）を理由に本件猶予申請を行ったこと（上記《基礎事実及び審査請求に至る経緯》のハ）、本件猶予申請書に添付された本件財産目録には、本件各預金口座が記載されていたこと（上記(1)のイ）からすると、本件猶予申請に係る事項（通則法第46条第2項第3号に該当する事由があること及び本件国税を一時に納付することができないことなど）を明らかにするためには、少なくとも本件各預金口座の状況について調査をする必要があったと認められるから、請求人の所有する預金通帳は、「納税者の有する金銭出納帳、売掛帳、買掛帳、預金台帳及び領収証書等の猶予該当事実等を明らかにするため必要と認められる一切の帳簿書類」（本件通達規定）に該当し、「帳簿書類その他の物件」（通則法第46条の2第11項）に該当すると認められる。そして、本件猶予申請書には、本件各預金

口座の状況を証する書類の添付がなかったこと（上記(1)のイ）からすると、徴収担当職員が、請求人に対し、その所有する預金通帳の提示を求めたことは、上記調査をする上で「必要な限度」（通則法第46条の2第11項）にとどまるものであったと認められる。

しかし、請求人は、上記(1)のロのとおり、徴収担当職員から、平成29年4月28日以降、再三再四、請求人所有の預金通帳の提示を求められたにもかかわらず、徴収担当職員に対し、預金通帳を一切提示しなかったのである。

したがって、請求人は、徴収担当職員による帳簿書類その他の物件の検査を拒んだものと認められる。

ハ これに対し、請求人は、原処分庁から提出を求められた預金通帳について、元関与税理士法人から返却されなかったため提示できなかったものであって、徴収担当職員の検査を拒んだり、妨げたり、忌避したりしてはいない旨主張する。

しかしながら、仮に、請求人の上記主張のとおり、元関与税理士法人が請求人の所有する預金通帳を返却していないとしても、請求人は、預金通帳を発行した金融機関に対して、預金通帳の再発行の手續や預金口座の異動履歴状況の分かるものの発行の手續をすれば、預金通帳その他預金口座の状況を証する書類を容易に取得できるのであるから、所有する預金通帳の提示を求められた請求人が、上記各手續をせずに、預金通帳その他預金口座の状況を証する書類の提示をしないことは、やはり、徴収担当職員の検査を拒んだものといわざるを得ない。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

ニ なお、請求人は、徴収担当職員から本件猶予申請について取下げを頼まれたり、暴言を受けたりしたなどと主張するが、その主張事実を認めるに足りる証拠はない。

(3) 原処分 of 適法性について

イ 本件不許可処分

上記(2)のロのとおり、請求人は、徴収担当職員による帳簿書類その他の物件の検査を拒んだと認められることから、本件不許可処分は、通則法第46条の2第10項第2号の規定の要件を満たす。

なお、本件不許可処分 of その他の部分については、請求人は争わず、審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件不許可処分は適法である。

ロ 本件各督促処分

上記《基礎事実及び審査請求に至る経緯》のホのとおり、請求人は、本件国税を完納しておらず、本件各督促処分 of その他の部分については、請求人は争わず、当審判所に提出された証拠資料等によっても、これを不相当とする理由は認められない。

したがって、本件各督促処分はいずれも適法である。

(4) 結論

よって、審査請求には理由がないので、これらを棄却することとする。

《参照条文等》＝通則法第46条第2項第5号

==== Break Time =====